## 静岡県告示第138号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年3月6日から2週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成30年3月6日

<b>丰</b> 名	쏬	旧.	4π	事	111	勝	<b>117.</b>	+	
誧	山	믔	ᇪ	#	)11	勝	44	$\sim$	

路級	· 名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の期日
宇佐美係	伊東市宇	佐美字	平成30年3月6日						
十亿天行	伊東市宇	佐美字							

\_\_\_\_\_

## 静岡県告示第139号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年3月6日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成30年3月6日

静岡県知事 川勝平太

12夕 9白 27	/ <del>  </del>	日日	44	<i>D</i>	D.	目目	## 田間も4の地口
路線名	供用	開	始	0	区	間	供用開始の期日
吉沢金谷線	島田市神谷城字栗下1056番の7から 島田市神谷城字栗下1043番の9まで						平成30年3月6日